

田中まどかの市議会通信 vol.27

発行責任者：日高市議会議員 田中まどか（会派 みんなの会） 2022.10.15 発行



コロナ、ウクライナ侵攻、物価高騰 市の決算、予算に大影響

▶今年も**決算特別委員**として令和3年度決算を審査し、認定しました。

令和3年度は、前年に続き国のコロナ対策の支援給付金、ワクチン接種費、感染対応交付金等が入ったことや、有利な交付金を獲得するために災害復旧工事や学校施設の工事を前倒したことなどにより、1年間に**12回もの補正予算**が組まれました。コロナの影響による人材不足や世界的な資材不足で工事の変更、入札不調も多く、市は大変だったと思います。そんな中で不思議なのは、減収すると思われた法人関係の税収が予想以上に順調なことです。国も過去最高の税収があったそうですが、飲食業などが未だ苦しい経営を迫られている中、職種による格差が広がっているのではないかと懸念されます。

▶9月議会に出された補正予算では、**市内公共施設の光熱水費・燃料費増額分が6,700万円**を超えていて驚きました。また、児童生徒の机の天板を抗ウイルス素材のものに交換していますが、ロシアのウクライナ侵攻の影響でロシア産木材の調達が難しく、1枚当たり2,320円も値上がりしています（1枚約7,960円）。

このように、戦争や円安による物価高騰が市の決算・予算に大きな影響を与えています。

10月以降の値上げラッシュ、高齢者医療窓口負担増、児童手当の所得制限強化など、市民生活は苦しくなるばかりです。国葬や防衛費倍増などやっている場合ですか？

田中まどかの一般質問の動画はこちらから↓



田中まどかの一般質問



国による統一化!? 個人情報保護制度

市は、大量かつ多様な個人情報を保有しています。それは、住民に関わる施策を実施するのに必要ですが、同時にその個人情報をどう守るか、条例を制定し、運用に腐心してきたのも市です。

しかし、個人情報保護法の改正により、令和5年度から個人情報保護制度が国により統一化され、**自治体独自の運用ができなくなります**。また、国のデジタル化推進に伴い、個人情報のデータ化と利活用が進められていきます。

市の答弁によれば、今後は法律が直接適用されるため、意義を失う**日高市個人情報保護条例は廃止し**、新たに法律施行条例を制定、その他の関係法規も廃止または改正することです。

市民生活への影響は少ないとも答弁していますが、今後は**制度のほぼすべてを国の「個人情報保護委員会」が一括して所管**するため、これまで個人情報保護の門番的存在である「日高市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問してきた個人情報の目的外使用などの事例について諮問できなくなることは大問題です。

これまで築いてきた市の個人情報保護制度を、国がまるごとさらっていくような不信感が否めません。日本弁護士連合会など各方面からも、**地方自治の本旨に反する**との声が上がっています。

消防団協力金 今後は「受け取らない」

日高市消防団には、区・自治会から、長年に渡って「協力金」という寄附金が贈呈されてきました（1世帯100円程度、総額約180万円）。

埼玉市民オンブズマンネットワークが県内全63市町村にアンケートを行ったところ、協力金を「受け取っていない」19市町、「把握していない」20市町、「受け取っている」16市町村（日高市含む）でした。

協力金は、**献身的に市民の命と財産を守る消防団への謝意として、区長会から自主的に贈呈**されています。

しかし、消防団員は地方公務員法による特別職の地方公務員であり、「本来業務との関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは違法となる余地がある」という判例もあります。

- Q. 協力金の使途と管理は。
- A. 日高市区長会から直接消防団本部へ贈呈され、各分団へ分配。毎年区長会へ収支報告がされている。消防関係資機材や教材、備蓄品等を購入している。
- Q. それらは**消防団員の安全と技術の向上に直接影響するもの**。市で予算化し消防団へ提供すべきでは。
- A. 適切な予算措置に努めていく。
- Q. 協力金についての対応は。
- A. アンケートには**今後は「受け取らない」と回答**した。疑義を招かぬよう適正な対応をとっていく。



令和5年4月施行 「こども基本法」で何が変わる？

児童手当がもらえない？ 稼いじゃダメですか？

1994年に日本が批准した「子どもの権利条約」には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められています。

しかし当時日本は、国内法によってすでに子どもは守られているとして、新たな法整備をしませんでした。そのためこの条約の理念は広まらず、子どもは「子ども扱い」されたまま、今でも教員の3割が子どもの権利について「よく知らない」と答えています。

令和5年4月から施行される「子ども基本法」は、**初めて子どもを権利の主体として位置付け**、子ども施策を総合的に推進する法律です。

【こども基本法で変わるしくみ】



・「こども家庭庁」ができます。

こども施策の司令塔と言われますが、文科省、厚労省、内閣府などの縦割りを克服できるのでしょうか。

・「こども大綱」ができます。

こども家庭庁で基本方針や重要事項を示す「こども大綱」策定→それをもとに「都道府県こども計画」策定→「市町村こども計画」策定という流れです。日高市の既存の子育て支援計画にどのような変化をもたらすか、注意深く見ていく必要があります。

【子ども基本法で重要なこと】

子どもの「意見表明権」の尊重です。子どもに関することを子どもの意見を聞かずに勝手に決めないこと。意見の言えない子の意見を聞くように努めることです。先進自治体で導入されている「子どもアドボカシー制度」なども検討してほしいと思います。

※子どもアドボカシー：子どもの声を聴き、年齢や発達に合わせて子どもが意見を表明する支援を行う活動です。その支援をする人を子どもアドボケイトといいます

児童手当は、世帯収入が960万円（※所得制限限度額）を超えると特例給付（一律5,000円/月）となっていましたが、10月から、1200万円（※所得上限限度額）を超える家庭には、特例給付も支給されなくなりました。

これにより、**全国で61万人（約4%）の子どもが制度から外され、日高市では約200人の子どもが支援を受けられなくなります。**

所得制限は、子どもの健やかな成長に資するという児童手当の趣旨に反します。子どもは親の従属物ではありません。それこそ、子どもを権利の主体とする「こども基本法」に違反しているのではないのでしょうか。

しかも、世帯主の収入で判定されるため、共働きとそうでない**世帯間の不公平**も生じます。

これにより浮くのは370億円。370億円のために一部の子どもを支援から外し、稼いでいる親の子育ては支援しなくていいなどと、国はいったい何を考えているのでしょうか。少子化を止める気がないとしか思えません。

令和4年10月からの児童手当

子ども1人当たり・月額

児童の年齢	児童手当（所得制限限度額未満）	特例給付（所得制限限度額以上所得上限限度額未満）	（所得上限限度額以上）
3歳未満	1万5,000円	5,000円	0円
3歳以上小学校終了前 （第1子・第2子）	1万円	5,000円	0円
3歳以上小学校終了前 （第3子以降）	1万5,000円	5,000円	0円
中学生	1万円	5,000円	0円

（所得制限限度額・所得上限限度額は世帯の人数により異なります）

連絡先：〒350-1255 日高市武蔵台 1-29-2

ブログ：<http://madokatanaka.livedoor.blog/>

フェイスブック：<https://www.facebook.com/madoka.tanaka.140>

メールアドレス：madoromi29@hanno.jp

お気軽にご連絡、ご意見、ご相談ください。

TEL 090-9003-7344

FAX はありません

ブログ



フェイスブック

